平成31年第1回神奈川県議会定例会

建設 · 企業常任委員会報告資料

企 業 庁

I	水道法の改正について	- 1
Π	次期「神奈川県営水道事業経営計画」(案) について	-3
Ш	次期「神奈川県営電気事業経営計画」(案) について	-7
IV	相模ダムリニューアル事業について	-11
m V	企業庁保有資産の処分について	-13

#### I 水道法の改正について

#### 1 水道法の一部を改正する法律について

第 197 回国会 (臨時会) において、「水道法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 12 月 12 日に公布された。

#### (1) 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、 深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、 水道の基盤強化を図るため、所要の措置を講ずるもの。

#### (2) 改正の概要

ア関係者の責務の明確化

国・都道府県・市町村及び水道事業者等の水道の基盤強化に向けた各種努力義務を規定。

イ 広域連携の推進

水道の広域連携の推進に係る国・都道府県の役割を規定。

ウ適切な資産管理の推進

水道事業者等で実施すべき水道施設の適切な管理に関する事項を規定。

エ 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置づけ を維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設 定する方式(コンセッション方式)を導入し、官民 連携による基盤強化方策に係る選択肢を拡大。

オ 指定給水装置工事事業者制度の改善

指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入。

## (3) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において 政令で定める日。ただし、水道施設台帳の作成及び保管 に関する規定は、施行の日から起算して3年を超えない 範囲内において政令で定める日までは適用しない。

# 2 水道法改正に伴う県営水道の対応

区分	対応
関係者の責務の明	水道事業者として「神奈川県営水道
確化	事業経営計画」の着実な推進により
	基盤の強化に取り組む。
広域連携の推進	水源を同じくする県内水道事業者と
	の広域的な連携に取り組む。
適切な資産管理の	アセットマネジメントの手法を活用
推進	して中長期的視点に立って、水道施
	設の計画的な更新や耐震化に取り組
	む。
官民連携の推進	「箱根地区水道事業包括委託(第2
	期)」を実施するなど、官民連携の
	推進に取り組む。
指定給水装置工事	神奈川県県営上水道条例改正等の規
事業者制度の改善	定の整備を行った上で、更新制度の
(5年の更新制)	周知と適切な運用に取り組む。

# 3 今後の予定

平成31年6月 神奈川県県営上水道条例の一部改正 議案を県議会に提出

### Ⅱ 次期「神奈川県営水道事業経営計画」(案)について

県営水道事業では、「神奈川県企業庁経営方針」に沿って、 平成 26 年度に 5 年間の「神奈川県営水道事業経営計画」(以下「経営計画」という。)を策定し、安定経営のもと、経営計画で定めた主要事業について着実に実施してきた。

現行の経営計画が今年度末で終了することから、次期経営計画の策定に取り組んでおり、平成30年12月の本常任委員会に素案を報告した。

このたび、素案に対する県民意見募集の結果を踏まえ、次期経営計画(案)を取りまとめたので報告する。

#### 1 策定の趣旨

人口減少等に伴い水需要が減少する一方で、水道施設の 老朽化対策や大規模災害に備えた耐震化のスピードアップ を図る必要があるなど、経営環境は一段と厳しさを増すこ とが見込まれる。

このような将来の事業環境の変化を踏まえ、今後もお客さまに安全で良質な水道水を供給できる「将来にわたって持続可能な水道」の構築に向けて、2019年度から5年間の新たな経営計画を策定する。

## 2 県民意見募集の結果

## (1) 実施期間

平成 30 年 12 月 21 日~平成 31 年 1 月 20 日

## (2) 意見募集の周知

- ア 県政記者クラブへの情報提供
- イ 県の窓口への配架 県政情報センター、各地域県政情報センター、各水

県政情報センター、各地域県政情報センター、各水道営業所等

ウ 県のホームページによる情報発信

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 34件

#### イ 意見の内訳

内 訳	件数
(ア) 民営化について	9 件
(イ) 水道施設の更新・耐震化について	7 件
(ウ) 広域連携について	2 件
(エ) 水道料金について	3 件
(オ) 事業運営について	4 件
(カ) その他	9 件
<del>計</del>	34 件

#### ウ意見の反映状況

内訳	件数
(ア) 計画案に反映した	1 件
(イ) 既に素案に反映されている	10 件
(ウ) 今後の事業運営の参考とする	15 件
(エ) その他 (質問、感想等)	8 件
計	34 件

#### エ 寄せられた主な意見

- (ア) 計画案に反映した意見
  - ・ 自動水質測定装置が全検査箇所に設置される時期が分からない。
- (イ) 既に素案に反映されている意見
  - ・ 水道管が震度7に耐えられるようにしてほしい。
  - スマートメーターの導入はいいと思う。
  - ・ 水道に対するニーズを幅広く吸い上げてほしい。
- (ウ) 今後の参考とする意見
  - 民営化ではなく公営で頑張ってほしい。
  - ・水需要を増やす取組をしてもよいのでないか。
  - 使う人が納得できる水道料金を考えてほしい。
- (エ) その他(質問、感想等)
  - ・ 水道事業がこれから大変な時代になることが分かった。

# 3 平成30年第3回定例会建設・企業常任委員会における意見

- 目標等が県民に理解され、もっと県民にとって身近な 計画になるように努力すること。
- 管路の年間更新率1%以上を今後5年間のうちに実現するよう、しっかりとした計画に仕上げること。

#### 4 素案からの主な変更点

- (1) 主要事業「(1) 管路の適切な更新・維持管理」につい て
  - ・ 計画期間内の各年度における管路の年間更新率と更 新延長の表を追加した。(24ページ)
  - 管路の年間更新率の引き上げによる効果に関する記述を追加した。(25ページ)
- (2) 主要事業「(3) 水道システムの再構築」について
  - ・ 配水池及び小規模水源の統廃合の目標について、30年程度先の将来を展望した水道施設整備のロードマップにある目標を追加した。(29ページ)
- (3) 主要事業「(5) 経営基盤の確立」について
  - 現行の水道料金体系の課題と、料金体系のあり方の 検討の必要性に関する記述を追加した。(31ページ)
- (4) 主要事業「(9) 水質管理の充実」について
  - 「24時間モニタリング体制の充実」の実施スケジュールに自動水質測定装置の設置時期を追加した。 (40ページ)

## 5 財政収支見通し (46ページ)

収入面では、水道料金収入の減収が見込まれ、支出面では耐震化や老朽施設の更新等に係る事業費が増加するが、計画期間中の各年度で利益剰余金を確保できる見込みである。

また、事業運営資金については、計画最終年度の 2023 年度において、事業運営に必要となる規模の資金を確保で きる見込みである。

# 〈財政収支見通し〉

〈財	〈財政収支見通し〉 (単位:億円)						億円)
	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
科目等	Ť .	(予算)	(予算)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
	収益的収入	600	608	603	602	601	600
収火	うち水道料金収入	512	521	518	517	516	515
収益的	収益的支出	543	548	557	556	560	557
	当年度損益	44	42	28	28	23	25
<sub>[17</sub> 資	資本的収入	102	162	132	163	183	183
収支資本的	資本的支出	332	361	320	347	368	406
一个的	資本的収支差引額	△230	△199	△188	△184	△185	△223
資金残高		155	136	121	114	101	54
借入金残高		1,491	1,503	1,498	1,526	1,576	1,622

#### 今後の予定 6

平成 31 年 3 月 経営計画を策定 4月 経営計画を公表

#### Ⅲ 次期「神奈川県営電気事業経営計画」(案)について

県営電気事業では、平成 26 年度から 5 年間の「神奈川県営電気事業経営計画」を策定し、発電所新設等の事業を着実に 実施してきた。

現行の経営計画が今年度末で終了することから、次期経営計画の策定に取り組んでおり、平成30年12月の本常任委員会に素案を報告した。

このたび、素案に対する県民意見募集の結果を踏まえ、次期経営計画(案)を取りまとめたので報告する。

#### 1 策定の趣旨

国が進めている電力システム改革により「発電・小売の全面自由化」が既に開始され、現在、更なる電力取引の活性化に向けた新たな電力市場の整備が進められている。今後、新市場で取引が開始されれば、これまでのような長期の契約に基づく安定的な収入を得ることが難しくなるため、電力自由化の環境に対応できる経営基盤づくりを進める必要がある。

また、電力と水道用原水の安定供給のための基幹施設である相模ダム諸設備の老朽化への対応や、再生可能エネルギー普及の更なる推進にも取り組んでいく必要がある。

このように、かつてない変革の時代を迎える中で、今後も 安定した電気事業を実施していくために、2019 年度から 5 年 間の新たな経営計画を策定する。

## 2 県民意見募集の結果

#### (1) 実施期間

平成 30 年 12 月 21 日~平成 31 年 1 月 20 日

## (2) 意見募集の周知

- ア 県政記者クラブへの情報提供
- イ 県の窓口への配架 県政情報センター、各地域県政情報コーナー、各水道 営業所等、発電課
- ウ 県のホームページによる情報提供

#### (3) 実施結果

ア 寄せられた意見の件数 11件

#### イ 意見の内訳

	内 訳	件数
(ア)	地産地消について	2 件
(1)	城山発電所の取扱いについて	2 件
(ウ)	売電方法について	2 件
(1)	相模ダムのリニューアルについて	1 件
(オ)	水道用水の供給について	1 件
(カ)	水素エネルギー利用について	1 件
(+)	その他	2 件
	計	11 件

#### ウ意見の反映状況

	内 訳	件数
(ア)	計画案に反映した意見(一部反映含む)	7 件
(1)	既に素案に反映されている意見	4 件
	計	11 件

#### エ 寄せられた主な意見

- (ア) 計画案に反映した意見
  - ・ 県営発電所の電力・非化石価値について、地産地消をより推進してはどうか。
  - ・ 揚水式である城山発電所の有用性と未来を語るべき。
  - ・ 電気事業法の改正を踏まえ売電方法等を考えるべき。
- (イ) 既に素案に反映されている意見
  - 相模ダムのリニューアルや水道用水の供給は、なぜ ダム事業ではないのか。
  - ・ 水素利用に関する研究に取り組む理由を説明すべきである。

## 3 平成 30 年第 3 回定例会建設・企業常任委員会における 意見

- ・ 県営電気事業を取り巻く環境が大きく変化して行く中で、 将来の電気事業を見据えて、新たに重点取組目標や再生可能エネルギー由来の水素エネルギー利用の技術的研究など、新たな取組を次期経営計画に掲げたことについては評価する。
- 今後も電気と水を安定して供給していくため、パブリックコメントによる外部からの声もよく聞いて、しっかりとした計画に仕上げること。

#### 4 素案からの主な変更点

- (1) 「取組の方向性 2 再生可能エネルギー普及の推進」について
  - 主要事業に「(2)地産地消の推進」を追加した。 (21ページ)
- (2) 資料集「Ⅲ その他(1) 電力システム改革の進展と今 後の売電方法」について
  - 城山発電所及び今後の売電方法に関する記述を追加した。(47ページ)

## 5 財政収支見通し(31ページ)

収益的収入について、主力の水力発電収入は、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給基本契約に基づく2年ごとの受給契約による収入を見込んでいる。この受給契約では、電力自由化前の総括原価方式に準じて契約金額を決めることとなってめ、受給契約の更改の際には、減少に伴い、契約金額が低く立む費の減少等による支出の減少に伴い、契約金額が低くってより運転を停止している玄倉第1発電所については、林道に速やかに運転再開できるよう準備する。

収益的支出については、発電機のオーバーホールや相模貯水池の維持管理に必要な工事を継続して実施するための費用を見込む一方、発電設備等の減価償却費が減少するため、支出全体では減少傾向で推移する見込みとなっている。この結果、計画期間中は、毎年度一定の黒字を確保できる見込みと

なっている。

資本的収支は、相模ダムリニューアル事業の開始に伴い支 出が増加することから、資金残高は減少する見込みとなって いる。なお、現在、余裕資金を地方債等で運用するなどして 資金確保に努めている。

#### 〈財政収支見通し〉

<	〈財政収支見通し〉 (単位:億円)						: 億円)
年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023
科目等		(予算)	(予算)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)
山坝	収益的収入	91	88	83	83	82	84
	うち水力発電収入	68	64	60	61	60	60
支益	収益的支出	87	85	80	80	78	78
	当年度損益	3	2	1	1	3	4
資	資本的収入	3	0	1	0	2	4
収支的	資本的支出	123	15	29	31	27	34
的	資本的収支差引額	△120	△15	△28	△31	△25	△30
資金残高		143	149	144	132	128	119
借入金残高		35	28	22	16	10	6

## 6 今後の予定

平成 31 年 3月 経営計画を策定 4月 経営計画を公表

#### Ⅳ 相模ダムリニューアル事業について

#### 1 概要

完成以来 70 年以上が経過した相模ダムについて、老朽化が進んでいる放流施設や、洗堀等が生じている下流河道部の対策を本格的に実施していくにあたり、事業計画を策定し 2019 年度から新たに「相模ダムリニューアル事業」として取り組んでいく。

#### 2 事業内容

#### (1) 設計・調査業務

放流ゲートやピアなどの対象構造物の詳細な形状を確定し、 工事の具体的な実施内容を定める「工事実施計画」を策定する ため、「実施設計」等の設計業務を行う。

業務種類	業務内容		
設計業務	放流施設・下流施設等に係る概略設計、 水理模型実験、実施設計		
調査業務	測量、地質調査等		

#### (2) 準備工事

準備工事として、下流部への工事用進入路の建設等を行う。

	÷
<u> </u>	<b>F</b> 内容
= 7	, 1 3 H
ダム下流進入路建設、	送電線の移設関連工事

## (3) 放流施設工事、下流施設工事

老朽化した洪水吐ゲートやピアなど放流施設の更新とダム 直下部の河道等を保護するため、護岸や護床等の下流施設の 整備を行う。

3	工事内容	
	洪水吐ゲート (5門)	
+b シム +b ⊋巾	調節ゲート(1門)	更新
放流施設	ゲート開閉装置(6基)	
	ピア (7基)	
下流施設	減勢工、護岸工、護床工	新設

# 3 事業期間

2019 年度~2038 年度の 20 年間

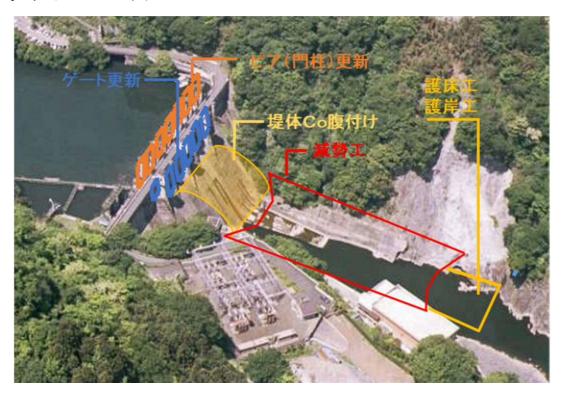
# 4 事業スケジュール

種別	期間
設計・調査業務及び準備工事	2019 年度から 2023 年度(5 年間)
下流施設工事	2024 年度から 2028 年度(5 年間)
放流施設工事	2027年度から2038年度(12年間)

## 5 概算工事費

約 252 億円 (税込み)

## ○事業イメージ図



#### Ⅴ 企業庁保有資産の処分について

#### 1 これまでの経過

企業庁が保有する資産のうち処分可能な資産については、 これまで県や市町村での活用の意向を確認し、意向のない ものについては、民間に売却することを基本に処分を行っ てきた。

平成30年4月1日現在の未利用資産は、廃止した職員公舎や配水池等の跡地など、36か所、約37,610㎡である。

#### 2 平成30年度の資産の処分

平成30年度に売却した資産は2か所、合計8,159.42㎡、 1,102,202,666円であり、内訳は次のとおりである。

資産名称	資産の状況	会計区分	売却先	売却金額
	所 在 地: 横浜市港北区仲手原 1丁目475番1ほか 敷地面積:1,800.16㎡		ティ・ワークス(株)	472, 000, 000円
神奈川臨海鉄道旧水江線 鉄道用地	所 在 地: 川崎市川崎区水江町 3番3ほか 敷地面積:6,359.26㎡		国 土 交 通 省 関東地方整備局	630, 202, 666 円
			合 計	1, 102, 202, 666 円

## 3 平成 31 年度以降の主な資産の処分予定

未利用資産のうち、平成31年度以降に売却を予定している主な資産は次のとおりである。

資産名称	資産の状況	会計区分	
旧相武台高架水槽用地	所 在 地:相模原市南区相武台団地2丁目1762番 1	水道事業会計	
	敷地面積∶881. 43㎡		
相模湖地区職員1号公舎跡地	所 在 地∶相模原市緑区与瀬字西原684番	電気事業会計	
	敷地面積:2,851.96㎡		

## 4 今後の取組

未利用資産のうち廃止した配水池やポンプ所など、土地の形状や立地条件から利活用の方法が限定される処分が困難な資産については、管理コストや市町村等の活用の意向を確認しながら、適切に利活用を図っていく。